

教育クラウドプラットフォーム「まなびポケット」利用規約 【現改比較表】 2025年4月28日現在

～2025年4月29日

2025年4月30日～

第2章（各コンテンツ個別利用規約）

コンテンツ名：リアテンドント

第2条（定義）

（12）「学校管理者用アカウント」とは、当社が利用団体に交付する、学校管理者が本コンテンツを利用し、[次号に定める利用者アカウント](#)を発行するためのログイン用 ID 及びパスワードをいいます。

[（13）「利用者アカウント」とは、学校の教職員及び児童・生徒が本コンテンツを利用するためのログイン用 ID 及びパスワードであって、学校管理者が学校管理者用アカウントを用いて発行するものをいい、「教職員用アカウント」及び「児童・生徒用アカウント」から構成されます。](#)

[（14）「クライアント機器」とは、本コンテンツの提供を受けるため利用者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアを総称していいます。](#)

[（15）「本コンテンツ用設備」とは、本コンテンツ提供のために、当社及びDNPが設置又は管理・運用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びプログラム、データベースその他のソフトウェアを総称していいます。](#)

第2条（定義）

（12）「学校管理者用アカウント」とは、当社が利用団体に交付する、学校管理者が本コンテンツを利用し、[教職員用アカウント](#)を発行するためのログイン用 ID 及びパスワードをいいます。

[（13）削除](#)

[（13）「クライアント機器」とは、本コンテンツの提供を受けるため利用者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアを総称していいます。](#)

[（14）「本コンテンツ用設備」とは、本コンテンツ提供のために、当社及びDNPが設置又は管理・運用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びプログラム、データベースその他のソフトウェアを総称していいます。](#)

<p>第11条（本アカウントの管理）</p> <p>2. 利用団体は、自己の責任において、学校管理者に、学校管理者に対する本コンテンツの利用権限の設定、利用者等が本コンテンツを利用するための利用者アカウントの交付及びその管理を行わせるものとします。</p> <p>3. 前項の場合、利用団体は、利用者アカウントの管理についても一切の責任を負うものとし第三者による不正使用を防ぐために合理的な措置を講じるものとします。</p> <p>4. 当社は、利用者等による学校管理者用アカウント及び利用者アカウント（総称して、以下「本アカウント」といいます。）の管理不備、使用上の過誤及び第三者の使用等により生じた損害につき責任を負いません。利用団体は、本コンテンツにおいて本アカウントを用いてなされた行為及びその結果について、責任を負うものとします。</p>	<p>第11条（本アカウントの管理）</p> <p>2. 利用団体は、自己の責任において、学校管理者に、学校管理者に対する本コンテンツの利用権限の設定、利用者等が本コンテンツを利用するための教職員用アカウントの交付及びその管理を行わせるものとします。</p> <p>3. 前項の場合、利用団体は、教職員用アカウントの管理についても一切の責任を負うものとし、第三者による不正使用を防ぐために合理的な措置を講じるものとします。</p> <p>4. 当社は、利用者等による学校管理者用アカウント及び教職員用アカウント（総称して、以下「本アカウント」といいます。）の管理不備、使用上の過誤及び第三者の使用等により生じた損害につき責任を負いません。利用団体は、本コンテンツにおいて本アカウントを用いてなされた行為及びその結果について、責任を負うものとします。</p>
	<p>附 則（令和7年4月25日 SWBエデ 000400003763-01号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、令和7年4月30日から実施します。</p>